

平成31年4月

回
覧

半 鐘

Vol.2

◎【半鐘】はんしょう…火災などを知らせるための小さなつりがね

～ 発行 ～

稚内地区消防事務組合
消防署猿払支署予防係
猿払村鬼志別南町1

TEL 01635-2-2119

FAX 01635-2-3159

◆春の全道火災予防運動が実施されます！

【統一標語】

「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」

【運動期間】

4月20日（土）から4月30日（火）までの11日間

【目的】

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり火災予防思想の普及を図り、火災発生を防止し、火災から人命と財産を守ろうと今年も全道一斉に春の全道火災予防運動が行われます。



◆サイレンを鳴らします！

消防署猿払支署では、運動期間中（20日、25日、30日）の3回、19時に30秒間サイレンを鳴らしますので火災とお間違えのないようお知らせいたします。

◆ゴミ焼きはやめましょう！

屋外でのゴミ焼き行為は、法律で禁止されています。小さな火から取り返しのつかない大きな火災へと拡大する恐れがありますので、外でのゴミ焼きは行わないようお願い致します。

◆住宅用火災警報器の点検をしましょう！

住宅用火災警報器の設置が義務化され、まもなく8年が経過します。一般的には、10年に一度の電池交換もしくは、本体交換が推奨されています。



～薪ストーブによる火災に注意～

近年、薪ストーブを原因とした火災が多発しています。使用方法や設置状況を確認し、安全に使用しましょう。また、使用前には点検を行いましょう。



◎火災を防止するポイント

1. ストーブ本体や煙突を正しく設置すること。

薪ストーブ・ペレットストーブやその煙突を設置する際は、火災予防のために可燃物から一定の距離を取るなど、火災予防条例の基準に従って設置する必要があります。

2. 低温着火を防止する。

ストーブ本体や煙突の熱が周囲の木材を長期間熱し、炭化することで低温で発火する現象です。壁の内部や屋根裏など見えないところで進行し、突然火災に至ります。ストーブ本体や煙突から離隔距離が必要です。設置状況を確認しましょう。



3. 煙道火災を予防する。

煙突内にタールが溜まると、煙突内で火災が発生することがあります。煙突内から金属音やひび割れ音が発生した場合は煙道火災の可能性がります。

4. 過熱を防止する。

過熱はストーブや煙突の損傷につながります。ストーブに設定された温度以上に焚きすぎないように注意しましょう。

5. 適切な燃料を燃やす。

ストーブでゴミを焼却することはできません。人体に有害なガスが発生し、機器の腐食や損傷につながります。また、湿った薪を燃やすと煤やタールが溜まりやすくなり、煙道火災の原因になります。

